

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 28 年6月 17 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501024号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600053号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月30日の標準賞与額を1万6,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年12月30日

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録が無いが、当該期間に賞与が振り込まれているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、請求者は、請求期間において、賞与(1万6,667円)の支払を受け、標準賞与額1万6,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時、請求者の請求期間に係る賞与の届出を行っていないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

なお、請求者から提出された請求期間の賞与の振込に係る預金口座の取引推移一覧表を見ると、請求期間(平成22年12月30日)において、前述の賃金台帳における差引賞与支給額(1万3,837円)よりも3万6,700円高い金額(5万537円)が振り込まれているところ、当該差額について、A社は、「賞与とB交付金とを合算して振り込んだ。請求者の賞与額は賃金台帳どおりである。」旨回答しており、同社から提出された請求者に係るB交付金の明細書を見ると、平成22年6月から9月までのB交付金額について3万6,700円、振込日について2010年12月30日と記載されている。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600005号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600054号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和44年4月30日から同年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

昭和44年4月30日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和44年4月30日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年4月30日から同年5月1日まで

C社に入社と同時に、子会社のA社に出向となり、昭和44年5月1日に出向を解かれ、C社に勤務することとなった。

請求期間について、厚生年金保険被保険者記録が無いが、異動辞令により、継続してA社に勤務していたことが確認できるので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された辞令、B社から提出された請求者に係る労働者名簿、雇用保険の加入記録、複数の同僚の陳述等から判断すると、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し(昭和44年5月1日にA社からC社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社に係る昭和44年3月の厚生年金保険の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失年月日を昭和44年5月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年4月30日と誤って記録したとは考え難いことから、同日を資格喪失年月日として、事業主から厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和44年4月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600006号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600055号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和44年4月30日から同年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

昭和44年4月30日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和44年4月30日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年4月30日から同年5月1日まで

C社の命により、子会社のA社に昭和44年4月30日まで出向し、同年5月1日にC社に戻った。

請求期間について、厚生年金保険被保険者記録が無いが、継続してA社に勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る人事カード、雇用保険の加入記録、同社及び複数の同僚の回答等から判断すると、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し(昭和44年5月1日にA社からC社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社に係る昭和44年3月の厚生年金保険の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失年月日を昭和44年5月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年4月30日と誤って記録したとは考え難いことから、同日を資格喪失年月日として、事業主から厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和44年4月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501082号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600058号

第1 結論

請求者のA社における平成15年8月1日の標準賞与額を8万5,000円に訂正することが必要である。

平成15年8月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年8月1日

A社に勤務していた同僚の賞与支払に関する年金記録が訂正された旨のお知らせが年金事務所から届いた。私も、請求期間に同社から賞与が支給されたにもかかわらず、厚生年金保険の賞与の記録が無いので、当該賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳、A社の元従業員の請求期間に係る賞与明細書及び預金通帳から判断すると、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間の標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、請求者から提出された預金通帳及び前述の元従業員の賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から8万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に破産手続が終了している上、元事業主に照会したものの回答が無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501019号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600056号

第1 結論

請求者のA社及びB社のそれぞれにおける厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和47年9月20日から昭和48年8月16日まで
② 昭和49年3月26日から同年6月5日まで
③ 昭和51年8月頃から同年9月頃まで

請求期間①及び②について、厚生年金保険の記録では、被保険者記録が無いが、昭和47年9月から、C地区のD店(以下「E店」という。)において調理業務をしており、その途中の昭和48年9月頃から昭和49年3月頃までの約半年間、同店と親子関係にあったF地区のG店に応援見習に行っていたが、昭和51年8月まで退職や休業すること無く継続勤務していた。

請求期間③について、厚生年金保険の記録では、被保険者記録が無いが、昭和51年*月頃に、H市にあったI店に就職した。就職して間もなくの早朝、店舗の2階部分から出火し同店の一部が焼失したことにより退職するまでの数か月間、同店に勤務した。

請求期間①、②及び③の各期間について、それぞれの店において勤務していたので、調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、雇用保険の記録及びE店の元同僚の回答により、請求者が当該期間に同店において勤務しており、A社の元代表取締役の陳述及び商業登記簿謄本により、同店の従業員に係る厚生年金保険の適用事業所は、A社であったものと推認される。

しかし、請求期間①及び②における請求者の厚生年金保険の届出及び保険料控除について、A社は、「資料が残っておらず不明である。」と回答している上、同社が回答した、請求期間①及び②当時の同社の事業主及び事務担当者はいずれも死亡していることから、当該厚生年金保険の届出及び保険料控除について事業主等に確認することができない。

また、オンライン記録及び雇用保険の記録によると、請求期間①及び②の頃にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、当該資格取得日が雇用保険被保険者の資格取得日から約10か月から約24か月後である者が複数おり、これらの中に、請求者が同時期に入社した同僚として記憶する者が含まれている上、請求者が記憶する同職種の元同僚のうち一部の者について、同社における厚生年金保険の被保険者記録が見当たらないことを踏まえると、A社は、請求期間①及び②当時、従業員を入社と同時に厚生年金保険に一律に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、請求期間①及び②の頃にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している者に事情照会し、回答を得た者のうち8人が、自身の資格取得日前からE店において勤務していたと回答しているところ、8人全員が「当時の給料明細書を保管していない。」と回答してい

る上、当該資格取得日前における厚生年金保険料控除について、うち2人は、「控除されていない。」、残りの6人は、「不明である。」と回答・陳述していることから、請求期間①及び②における請求者の厚生年金保険料控除に係る同社の取扱い等の周辺事情について、元同僚に確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間③について、請求者から提出された年金手帳及びH市の請求者に係る国民年金被保険者名簿の記録並びにI店を運営していたとするB社の代表取締役及び請求者の陳述等から、期間は特定できないものの、請求者が昭和52年1月頃には同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、雇用保険の記録において、I店又はB社における請求者の雇用保険被保険者記録は見当たらない上、オンライン記録及び事業所名簿検索において、請求期間③又は昭和52年1月頃、I店又はB社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、B社の代表取締役は、「請求者を覚えていない。I店は廃業して25年程度がたち、B社は業態の違う事業を行っているので、昭和51年当時の資料は残っていない。」旨陳述している上、歴代の代表取締役3人はいずれも死亡していることから、請求者の勤務、厚生年金保険の届出及び保険料控除について事業主等に確認することができない。

さらに、請求者は、前述の歴代の代表取締役のうちの2人について、請求者がI店に勤務していたときの事業主の息子夫婦で、当時、同店のレジを担当していたと記憶しているところ、オンライン記録及びH市の国民年金被保険者名簿によると、両者は、請求期間③から昭和52年1月頃において、国民年金の強制被保険者であり、厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間③又は昭和52年1月頃における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①、②及び③の各期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501081号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600057号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及びB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年7月1日から同年8月1日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間の被保険者記録が無い。平成3年1月1日にA社又はC社(現在は、B社)のどちらかに入社し、請求期間においても、勤務形態及び勤務先に変わりは無く、継続して勤務していたので、請求期間を年金の給付に反映する被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録及び請求者から提出されたB社名の退職金計算書から、請求者が請求期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、「A社から弊社への引継ぎの際の詳細な資料は残っていない。」旨回答している上、同社のD職が、請求期間当時の同社の給与計算事務等については、E事務所に委託していた旨回答しているところ、当該E事務所の連絡先は不明であることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除の有無等について、当該E事務所に確認することができない。

また、請求期間当時、A社において、人事管理に携わっていた事務責任者であるとする者は、請求者の請求期間当時の厚生年金保険料等の控除について、「請求者の平成3年6月支給の給与から同年5月分及び同年6月分の厚生年金保険料をまとめて控除しているが、同年7月支給の給与は、B社が支給しているので保険料控除の有無は不明である。」旨回答している。

さらに、前述のD職は、請求者と同じ平成3年7月1日にA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年8月1日にB社に係る同保険の被保険者資格を取得しているところ、同人から提出された給料明細書によると、平成3年7月支給及び同年8月支給の給与から厚生年金保険料は控除されておらず、同年9月支給の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、請求者についても、請求期間に係る厚生年金保険料は控除されていなかった可能性が考えられる。

加えて、オンライン記録によると、平成3年7月1日にA社において厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年8月1日にB社において同資格を取得している者が請求者及び前述のD職のほかに9人いるところ、当該9人のうち、所在を確認できた8人に照会を行い、4人から回答を得たが、当該4人は、いずれも請求期間当時の給料明細書等の資料を所持しておらず、請求期間に係る厚生年金保険料控除の有無等について確認することができなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことを認めることはできない。